

「大崎町地場産品創出等支援事業」事業者提案募集要項

大崎町（以下「町」という。）では、地場産品の創出が地方創生に果たす役割の重要性を鑑み、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）による資金調達を実施し、町内でふるさと納税制度における地場産品の開発や生産体制の増強を図る事業者を支援する取り組みを実施します。

つきましては、この取り組みに参画を希望する事業者様の提案を次のとおり募集します。

1 提案募集について

（１） 全体概要

新たな地場産品の開発又は既存の地場産品の生産体制の増強を図る事業者を補助金により支援します。

事業者から公募により企画提案を募集（プレゼンテーションを実施）し、魅力的で安全安心な新たな地場産品や地域資源を活かす取り組みについて、その独創性・実現可能性・収益性等について審査を行い、すべての応募者へ採択または不採択の結果を通知します。

採択された事業者の提案事業については、町が CF により寄附を募り、当該 CF の募集期間内に集まった寄附金額に応じ、大崎町地場産品創出等支援事業補助金（以下「補助金という。」を、事業者へ交付します。

（２） 応募の資格等

本補助金の対象者は、①から⑤に掲げる要件をいずれも満たす者（法人又は個人）とします。

- ① 本町内に事業所を開設している又は開設を予定している者
- ② 本町内に開設している事業所において地場産品の生産、製造若しくは付加価値を伴う加工等を行っている又は行う予定の者
- ③ 本町内において継続的に（採択事業が完了した日から起算して３年間以上）事業活動を行い、採択事業に係る地場産品を本町のふるさと納税返礼品に継続して登録することができる者
- ④ 応募する事業内容が生産体制の増強である場合で、以前にも生産体制の増強の事業で本補助金の交付を受けている場合は、前回の補助金事業の会計年度の末日から２年以上経過している者
- ⑤ 町税等を滞納していない者

2 スケジュールについて

（１） 公募期間 令和７年６月１日から令和７年７月１日まで

令和７年度における公募は、上記期間の１回限りとします。

(2) 応募書類提出期限 令和7年7月1日(火)午後5時まで

(3) プレゼンテーション及び審査委員会 令和7年7月16日
役場庁舎2階応接室

(4) 審査結果通知 審査会終了後1週間以内に審査結果を通知します。
採択事業者にはCFの実施に必要なもの及び補助金申請に関する担当窓口等についてお伝えします。

※採択から補助金交付までの手続きについては、別紙1をご参照ください。

3 提出書類について

企画提案の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

- (1) 企画提案応募書【様式1】 6部 うち押印したものは1部
- (2) 企画提案書【様式1別紙】 6部 (正本1部, 副本5部)
- (3) 提案内容に関する補足資料【様式自由】 6部
→必要に応じて提出してください。無ければ提出不要です。
- (4) 収支計画書(補助対象経費の概算見積書)【様式2】 6部
- (5) 提案事業者の過去の事業実績【様式自由】 6部
- (6) 直近3期分の決算書(個人の場合は確定申告書) 1部
- (7) 直近の法人税の申告書(法人の場合) 1部

4 提出書類の作成要領

企画提案書の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

(1) 共通事項について

- ア 企画提案書の提出は、当該事業に対して1件までとします。
- イ 日本工業規格A4用紙を使用してください。
- ウ 企画提案応募書(様式1)には、個人もしくは事業所(団体)名、代表者役職氏名、提出年月日、連絡先(担当者氏名・所属部署・会社所在地・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス)を記載してください。
- エ 企画提案書(添付資料を除く)は、10ページ以内で提出してください。
- オ 紙媒体により正本1部、副本6部作成してください。

(2) 収支計画書について

収支計画書(様式2)の「3.支出に関する事項【事業実施に係る経費】」は、提案事業実施に直接必要な経費であり、具体的には以下の経費項目に従って記入してください。

経費区分	内容
施設整備費	事業実施に必要な新たな施設や設備等の建設，取得又は改修に要する経費（建物付帯設備の設置費を含む）
施設・設備の撤去に係る経費	事業実施に必要な，施設・設備の撤去に要する経費
土地建物等賃借料	事業を実施する土地や建物等の賃借料として支払われる経費（1年間分）
借上料	事業実施に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
外注・委託費	事業実施に必要な経費のうち，応募者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて，他の事業者に行わせる（外注する）ために必要な経費
広告宣伝費	事業実施に必要な広告宣伝に要する経費
その他	上記以外の経費（地場産品の開発等に要するものに限る）

5 審査方法

（1） 審査方針について

審査は，企画提案者によるプレゼンテーションを基に，審査委員会が行います。審査にあたっては，次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査，選定し，採択事業者を決定します。

ただし，新たに施設を整備する必要がある場合に，その立地が全くの未確定等の理由により，事業実施の実現性に担保がとれないと判断した場合や，審査結果が一定の基準を満たさない場合は，採択しないことがあります。

（2） 審査方法について

下記の審査基準に基づき，プレゼンテーションによる審査を実施し，基準点を超えた応募者を採択事業者とし，補助金認定候補者とします。

（3） 審査項目及び審査基準

各事業分野の審査項目は以下のとおり。

審査項目	審査内容		配点
提案者について	実施体制，実績	提案事業を実施できる体制が整っているか。 無理のない体制で，継続性が見込めるか。	10 点
提案事業の内容について	独創性，新規性	独創的，新規性があるか。 商品等の話題性，珍しさを感じるか。	40 点
	市場性，優位性	市場の需要が見込めるか。	

		市場での優位性があるか。 消費者が手に取ってみたいと感じるか。	
	成長の可能性	潜在的な需要の可能性があるか。 ファン獲得の努力やその成果が見込めるか。 県内外にその影響が波及するか。	
	経済波及効果	地域内の経済波及効果が見込めるか。	
	ふるさと納税の 返礼品としての 可能性	安定供給が可能か。 パッケージや同梱のチラシ等は魅力的なものか。 大崎町のふるさと納税返礼品としてふさわしいか。	
資金・収支計画につ いて	収益性，現実性	経費面から見た価格設定は，現実的か。 消費者から見た価格設定は，現実的か。	20 点
	資金計画	資金計画に無理はないか。 現実的な資金計画か。	
事業の採択区分		新規商品の開発か。 生産体制の増強か。	30 点
合計 100 点			

(4) プレゼンテーションについて

ア 開催日時 令和7年7月16日（水）

1 者ずつ非公開で行うものとする。

イ プレゼンテーションの内容

様式1 別紙に基づき，分かりやすく説明すること。追加資料や自社製品や開発中のサンプル品等の持ち込みも可とします。

ウ 実施時間

プレゼンテーションを 20 分以内，質疑応答を 10 分以内とする。

6 審査結果について

審査結果については，応募いただいた全ての応募者へ通知します。

7 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 提出期限が過ぎて企画提案書及び添付書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず，補足説明しなかった場合
- (5) 企画提案のプレゼンテーションを拒否又は無断で欠席した場合

- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 募集要項に記載する事項に違反した場合
- (8) その他事業者として適当でないと町長が認める場合

8 企画提案に要する費用負担

企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。

9 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書、概算見積書等はいかなる場合でも返却いたしません。

10 その他

- ・採択された企画提案内容に関して、審査選定後に町と詳細について協議させていただくことがあります。なお、その協議の結果、CFの実施内容・寄附目標額等について変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。
- ・補助金確定額を超える事業経費は事業者負担となりますのでご注意ください。
- ・補助対象事業の完了予定日までに事業の履行が見込めない場合等において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全額もしくは一部を返還していただきます。
- ・事業者は、如何なる事情があっても、採択事業が完了した日から起算して3年間は継続して当該事業を実施する義務を負います。

11 書類の提出先

〒899-7305

鹿児島県曽於郡大崎町假宿 1029 番地

大崎町 商工観光課 商工振興係 宛